

# 令和5年度消費生活協同組合(連合会)実態調査<概要>

## 調査の目的

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下「組合」という。)に関する基本的事項を明らかにし、所管組合の指導監督及び消費生活協同組合制度に関する施策形成に必要な基礎資料を得ることを目的に毎事業年度実施するものである。

## 調査の対象

全国の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

## 調査の対象となる期間

令和4年4月1日の属する事業年度

## 調査結果

調査対象919組合(前年度930組合)(※)に調査票を送付し、回答を得られた904組合(前年度906組合)について集計。

組合数は、全体として前年度と比べて微減となっている。

(※) 令和4年4月1日時点で、都道府県より活動中とされた組合の数。

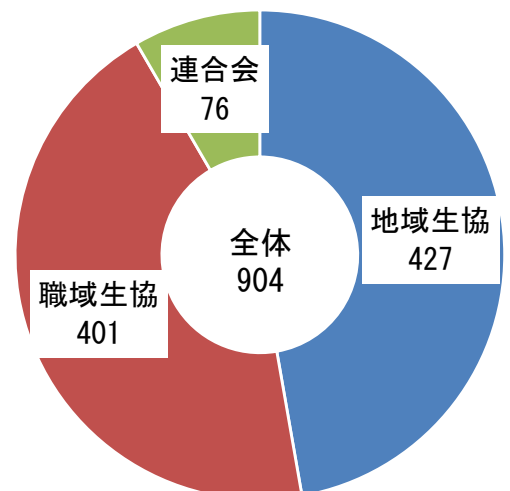
## 1. 組合の状況

### (1) 地域生協、職域生協、連合会別の組合数

地域生協と職域生協がほぼ同数となっている。

調査実施年度	R3年度	R4年度	R5年度
組合数	866 ※(944)	906 (930)	904 (919)
地域生協	409 (47.2%)	426 (47.0%)	427 (47.2%)
職域生協	384 (44.3%)	404 (44.6%)	401 (44.4%)
連合会	73 (8.4%)	76 (8.4%)	76 (8.4%)

### 組合数 (R5年度調査)

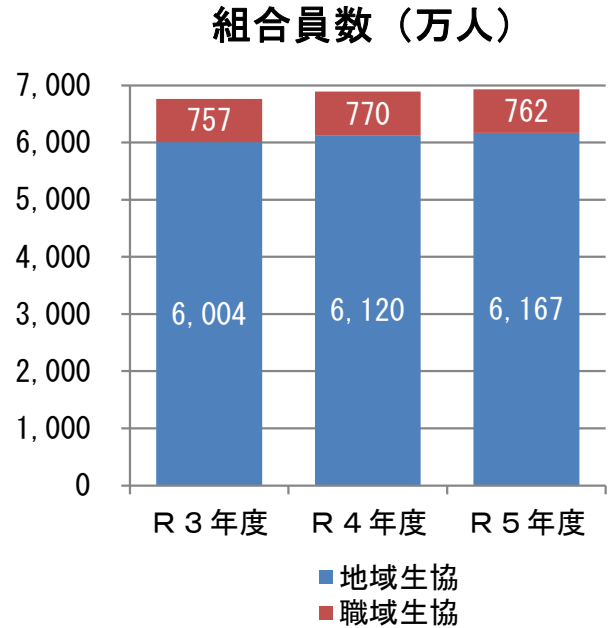


## (2) 組合員数

組合員数の合計は、6,929万人(延べ数)であり、前年度と比べて増加の傾向にある。うち、地域生協の組合員数が6,167万人であり、9割近くを占めている。

調査実施年度	R3年度	R4年度	R5年度
組合員数(万人)	6,761	6,890	6,929
地域生協	6,004 (88.8%)	6,120 (88.8%)	6,167 (89.0%)
職域生協	757 (11.2%)	770 (11.2%)	762 (11.0%)

(注) 各組合の組合員数を合算した延べ数である。

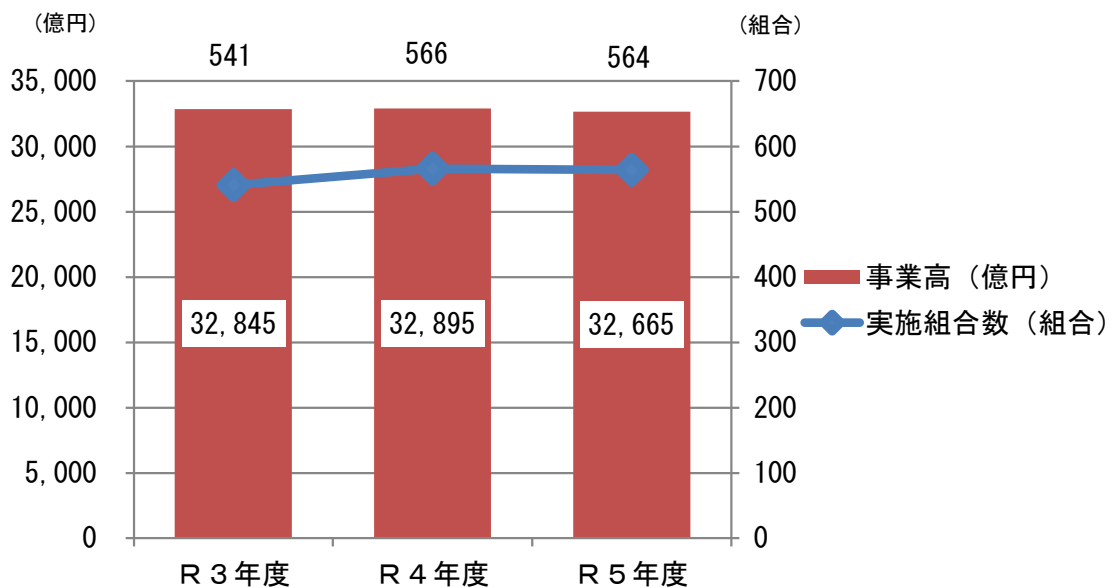


## 2. 事業の状況

### (1) 供給事業(連合会を除く)

供給事業を実施している組合は564組合であり、事業高は3兆2,665億円である。

調査実施年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施組合数(実施割合)	541 (68.2%)	566 (68.2%)	564 (68.1%)
事業高	3兆2,845億円	3兆2,895億円	3兆2,665億円



(注) 供給事業とは、消費生活協同組合法(以下「生協法」という)第10条第1項第1号に定める生活に必要な物資を組合員に供給する事業をいう。

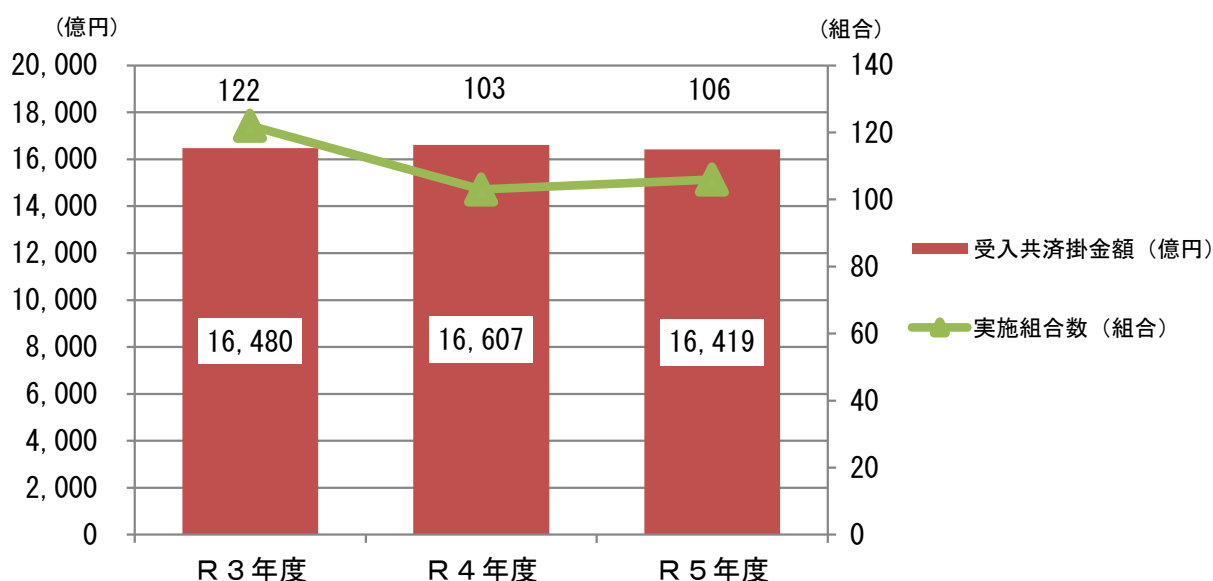
## (2) 共済事業

共済事業を実施してる組合は106組合であり、契約件数は8,206万件、支払共済金額は1兆1,004億円であった。

調査実施年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施組合数 (実施割合)	122 (14.1%)	103 (11.4%)	106 (11.7%)
契約件数	8,274万件	8,237万件	8,206万件
受入共済掛金額	1兆6,480億円	1兆6,607億円	1兆6,419億円
支払共済金額	8,517億円	8,699億円	1兆1,004億円

(注) 共済事業とは、組合員から、共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であって、被共済者1人当たり10万円を超えるものをいう。  
なお、受託共済事業（委託契約に基づき共済事業の一部を受託して行う事業）は含まない。

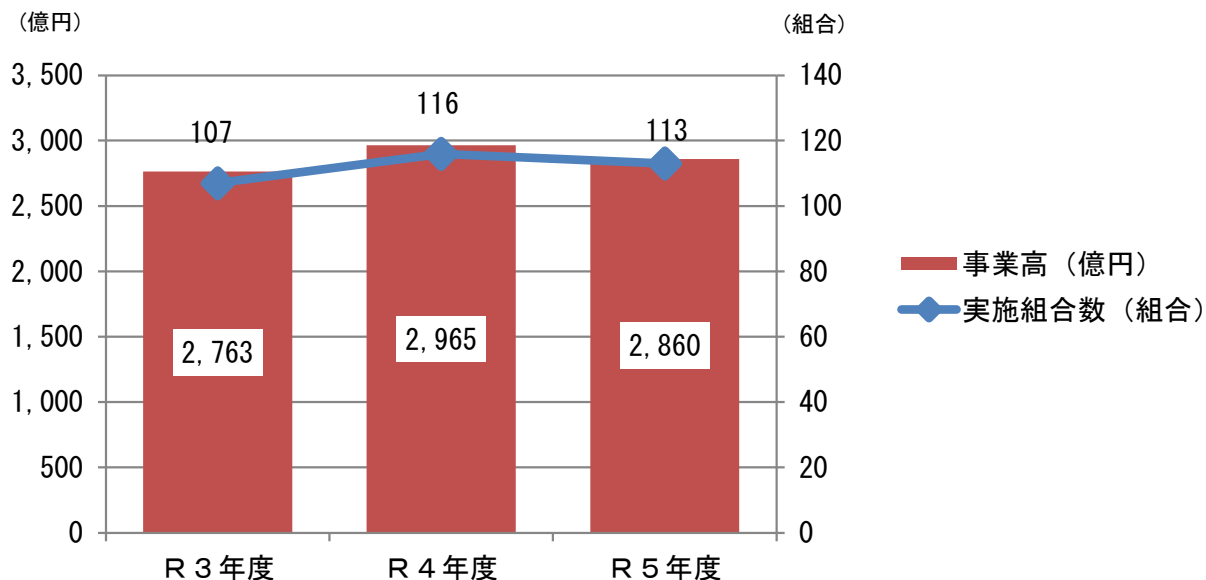
(注) 契約件数、受入共済掛金額及び支払共済金額は、再共済事業を除いた数値である。



## (3) 医療事業(病院、診療所等)

医療事業を実施している組合は113組合であり、事業高は2,860億円であった。

調査実施年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施組合数 (実施割合)	107 (12.4%)	116 (12.8%)	113 (12.5%)
事業高	2,763億円	2,965億円	2,860億円

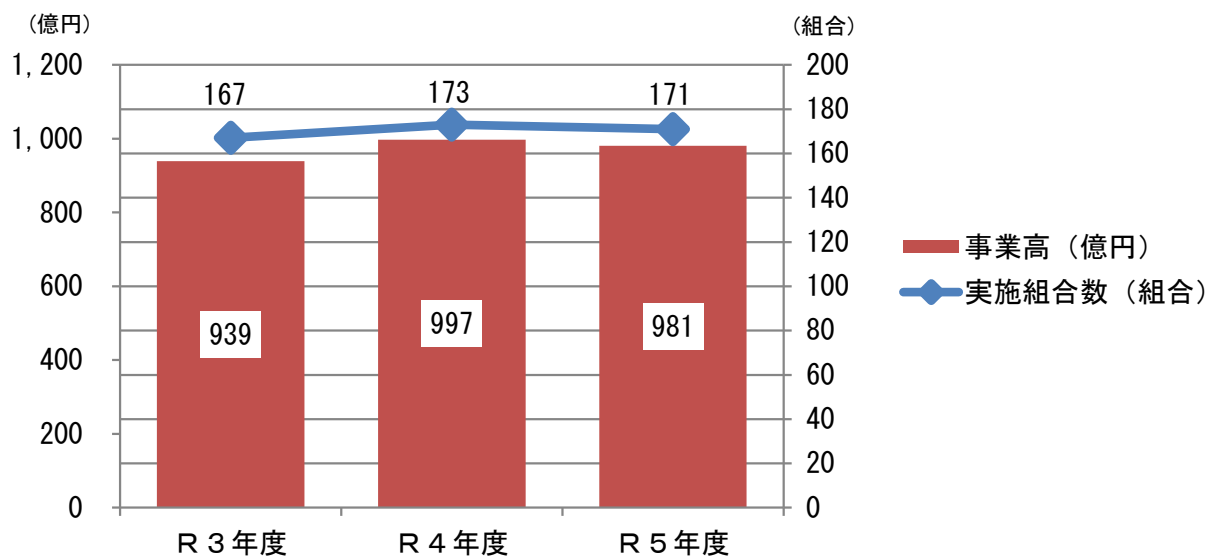


(注) 医療事業とは、生協法第10条第1項第6号に定める組合員に対する医療に関する事業をいう。

#### (4) 福祉・介護事業(介護、障害者福祉等)

福祉・介護事業を実施している組合は171組合であり、事業高は981億円であった。

調査実施年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施組合数 (実施割合)	167 (19.3%)	173 (19.1%)	171 (18.9%)
事業高	939億円	997億円	981億円

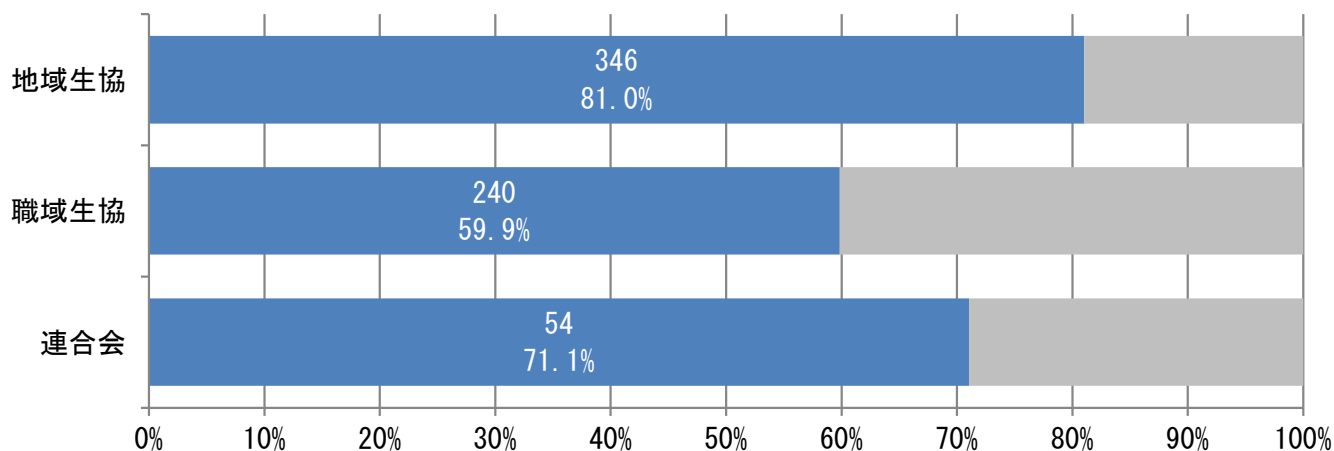


(注) 福祉・介護事業とは、生協法第10条第1項第7号に定める高齢者、障害者等の福祉に関する事業をいう。

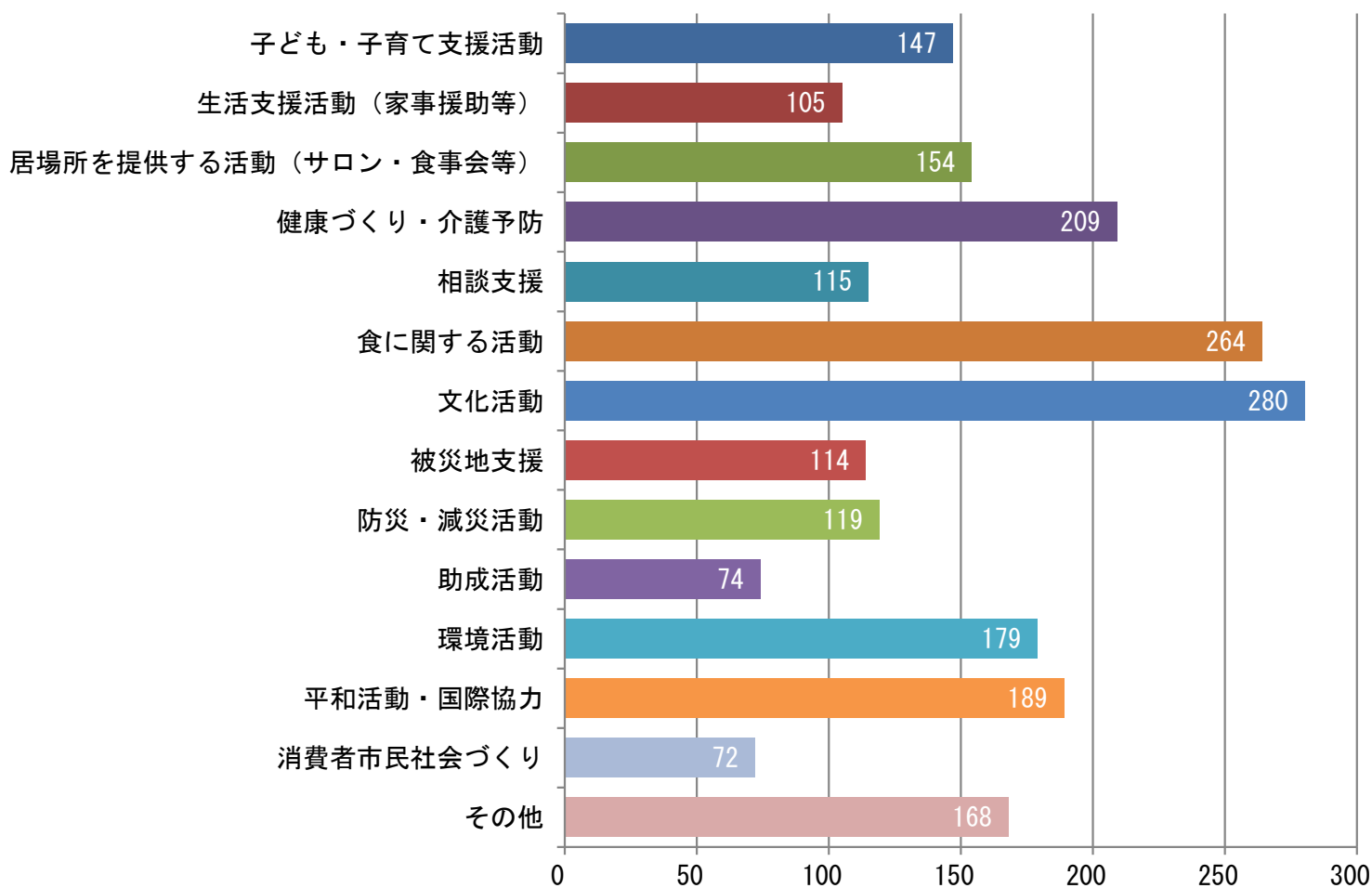
## (5) 組合員活動の状況

組合員活動は、640組合が実施していた。活動内容は、文化活動が最も多く、次いで食に関する活動や健康づくり・介護予防に係る活動が多く行われている。

### 組合員活動実施組合数



### 活動種別別実施組合数



(注) 組合員活動とは、生協法の規定に基づく事業とは異なり、組合員有志による任意の助け合い活動等として行われるものである。

(注) 活動内容の種類別内訳数は複数回答。

## (6) 行政との協定締結状況

各地域の行政との災害や高齢者見守りに関する協定、包括連携協定の締結状況は以下のとおり。

### ① 災害時緊急物資供給協定

行政と災害時緊急物資供給協定を締結している組合は98組合であり、前年度と比べて増加している。

調査実施年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施組合数	82	94	98
地域	64	71	76
職域	11	14	13
連合会	7	9	9

(注) 包括連携協定として締結されている協定を含む。

### ② 高齢者見守り協定

行政と高齢者見守り協定を締結している組合は100組合であり、前年度と比べて増加している。

調査実施年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施組合数	94	98	100
地域	87	92	94
職域	6	5	5
連合会	11	1	1

(注) 包括連携協定として締結されている協定を含む。

### ③ 包括連携協定

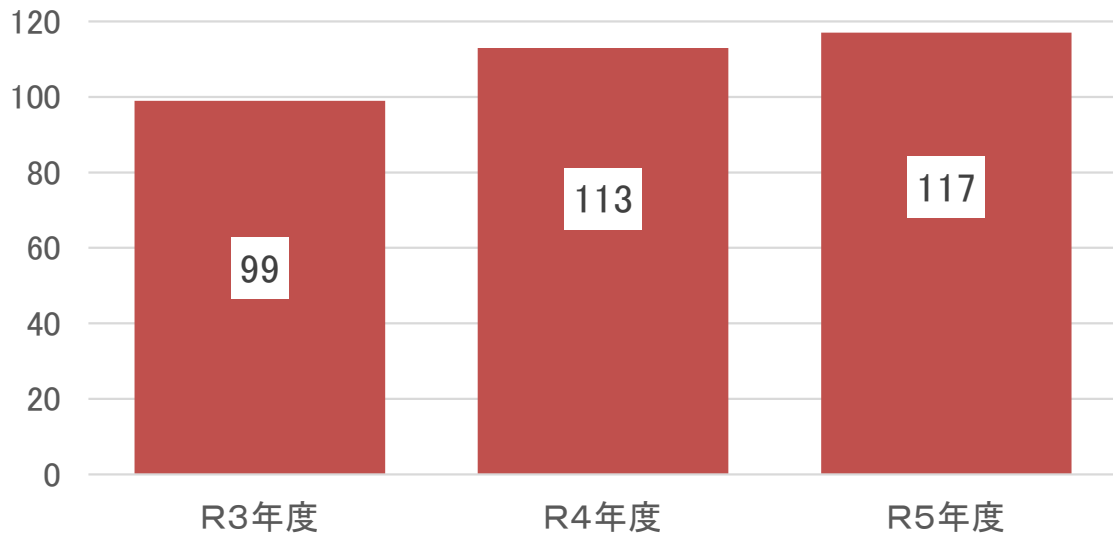
行政と包括連携協定を締結している組合は117組合であり、前年度と比べて増加している。その内容は、地域防災・災害対策が最も多く、次いで高齢者支援に関することが多い。

調査実施年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施組合数	99	113	117
地域	79	85	88
職域	6	6	8
連合会	14	22	21

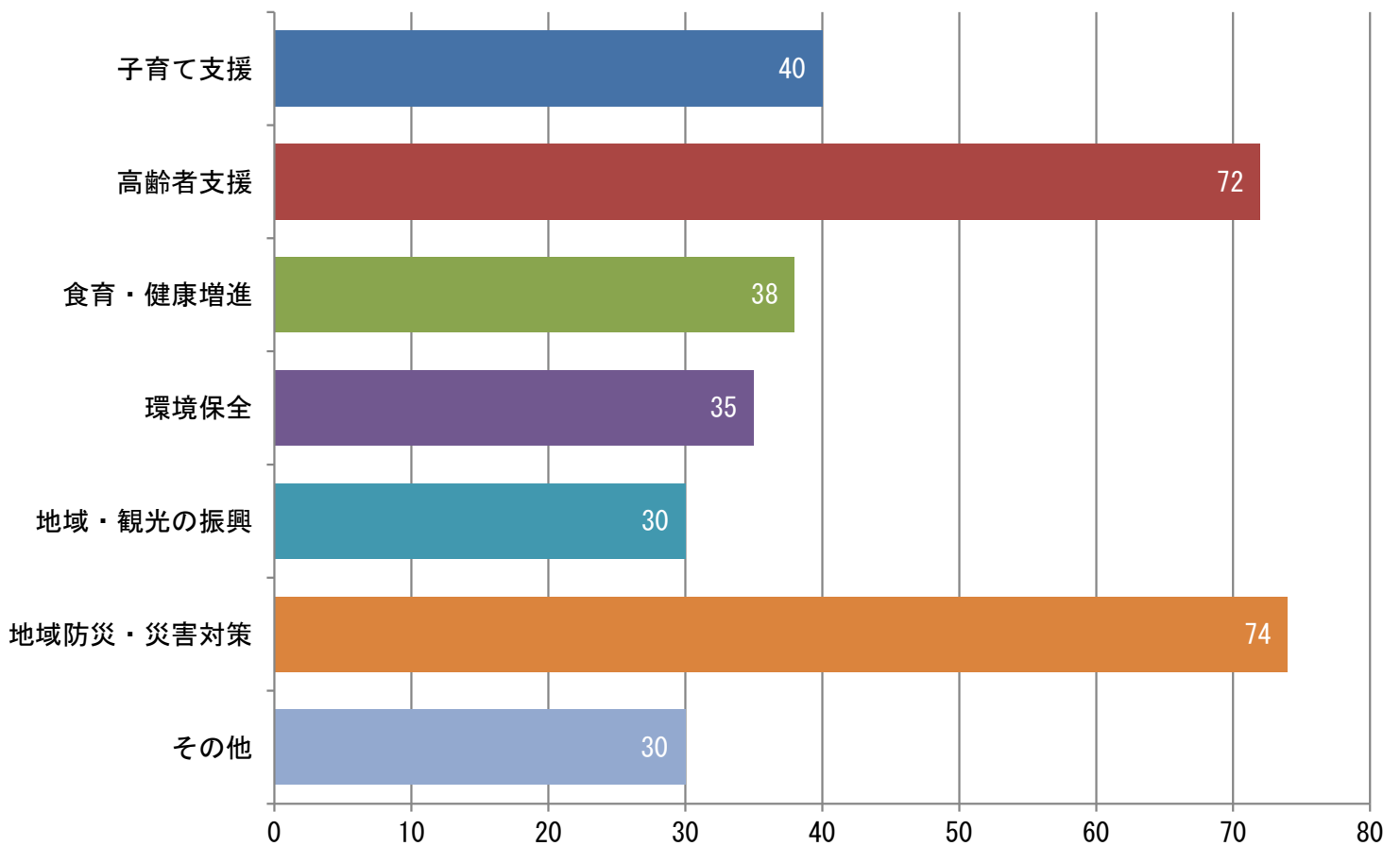
(注) 包括連携協定とは、行政と組合が、特定分野のみでなく広く地域の課題に対応していくために連携・協働するための協定をいう。

## 行政との包括連携協定締結組合数

(組合)



## 包括連携協定分野別内訳数



(注) 包括連携協定分野別内訳数は複数回答。